

防衛施設整備に伴う地方協力確保施策②

——青野原駐屯地の開設を事例として

戦史研究センター戦史研究室主任研究官 中村 宗一郎

はじめに

第 2 回目の本稿では、青野原駐屯地開設の背景として、「陸上自衛隊へのホークミサイル導入の経緯」及び「ホーク部隊編成の推移」について紹介する。

陸上自衛隊へのホークミサイル導入の経緯

戦後高射部隊による日本の地上防空は、在日米軍の高射砲部隊が担っていた。そのため昭和 29(1954)年の自衛隊発足以降、陸上自衛隊(以下、陸自)は地上作戦部隊、航空自衛隊(以下、空自)は飛行部隊とそれぞれ主力部隊の建設等に注力し、高射防空の整備は優先順位が低い傾向にあった。一方、米国本土においてナイキ、ホークなど各種地对空誘導弾(SAM)の配備が完了し、NATO 諸国も SAM を配備するなど高射砲から SAM へと兵器換装を進める世界的趨勢を背景として在日米陸軍高射砲部隊が昭和 32(1957)年から解隊撤収することとなった。¹これにより、日本は、在日米軍に依存していた高射防空の機能を代替する必要に迫られることとなり、これを契機に防衛庁での SAM 導入検討が開始され、陸自と空自の間で高射防空に関する帰属問題が生起することとなった。

昭和 36(1961)年に始まる第 2 次防衛力整備計画(2 次防)検討段階において、昭和 32(1957)年 9 月、統合幕僚会議及び陸・海・空の幕僚監部は合同の高射防空研究会を設置し、SAM の導入について検討を行った。検討対象とした SAM は、米空軍のボマーク及び米陸軍のナイキ・アジャックス、ナイキ・ハーキュリーズ並びにホークであり、SAM の帰属をめぐる各幕僚監部間で議論が戦われた。

陸上幕僚長として在任間、ナイキの陸自帰属を強く主張していた杉田一次陸将は、当時の防衛庁内における議論について回想録『忘れられている安全保障』のなかで次のように述べている。

「エレクトロニクスが世界の各軍で採用されつつあったが、陸上自衛隊では未だ初期の段階であったので、陸上自衛隊近代化の第 1 歩として、ナイキ、ホークに多大の希望をかけていた。ところが航空自衛隊においては、近く有人機がなくなり、ミサイル万能時代になるという、当時における風潮に左右せられて、今の間にナイキを航空自衛隊に獲得する必要があるとして、ナイキの所属に関して前任者の杉山陸幕長時代より防衛庁内で論議せられていたのであった。」²

昭和 33(1958)年 8 月、防衛庁長官指示により防空装備委員会が防空全般の長期的兵備構想の一環として SAM を研究することとなり、昭和 34(1959)年 5 月、「長期防空兵器体系に関する基本構想」をまとめ報告した。³同報告書は、SAM の帰属に関して、「防空戦闘兵器として有人戦闘機、地域防空 SAM 及び地点防空 SAM の 3 種の兵器が運用面から防空責任者の統一指揮に置かれるのみならず、計画、建設補給、教育訓練、研究開発等の実施についても防空責任者の監督・統制下にあることが望ましい。したがって、自衛隊の装備する SAM は原則として空自に所属するのが望ましい。」「F-X の他に三種類の SAM(ナイキ、ホーク、ボマーク)を同時あるいは相次いで導入することは、後方支援組織等多くの困難がある。したがって、空自に所属させることが適当であるが、絶対的とはいえない。」「陸上及び海上部隊の自隊防空用 SAM はそれぞれ陸自・海自に所属させるのが適当である。」と述べられていた。⁴

統合幕僚会議は、同年 7 月に「SAM の導入、研究開発、部隊建設及び指揮運用」について、次のような方針を決定した。

「SAM に関する諸施策推進のため、各自衛隊協力してなるべく速やかに SAM の導入を図る。

- ① 空自は全般防空、陸自・海自は自隊防空の見地に立って計画する。
- ② 原則として、高高度及び長距離 SAM は空自、低高度 SAM は陸自、艦艇用 SAM は海自の担当とする。
- ③ SAM の諸施策に関して、具体的計画を推進するため GM 別室を設ける。」

この統合幕僚会議の決定方針を骨子として、同年 10 月、SAM の導入及びこれに伴う諸施策の処理についての長官指示が出された。その内容は、前述の 1、2 項目のほか SAM 部隊建設の担当と方向を示す次の 2 つの項目が付け加えられた。

- ① 陸自の自隊防空用の高高度 SAM は空自で、空自の全般防空用及び自隊防空用の低高度 SAM は陸自において建設を担当する。
- ② 当面の SAM 部隊の建設は、ロケット実験隊を母体として行う。

これにより、まず SAM を導入して陸上自衛隊に実験部隊を編成するという SAM 建設の手順が決定されたが、ナイキ・ホーク帰属決定は先延ばしにされ、陸・空幕僚監部間の議論は激しさを増していった。

SAM 導入の母体として統合の実験部隊を設置することになり、陸上自衛隊は、同年 12 月 4 日、下志津駐屯地（千葉県）に「第 1 ロケット実験訓練隊」を新編し、要員の事前教育を実施した。⁵

昭和 36(1961)年 7 月 18 日、国防会議で決定された 2 次防において、ナイキ 2 個大隊、ホーク 2 個大隊の導入が決定された。⁶

2 次防決定の時点では、実験部隊の帰属が決まっておらず、今後の研究とされ、ナイキ部隊の帰属に関して陸自及び空自双方が自隊所属を主張して譲らなかったが、昭和 37(1962)年 12 月 26 日、防衛庁長官の決定により、ナイキ部隊は空自の所属となった結果、陸自は自隊防空用 SAM としてホークを導入することとなった。⁷

ホーク部隊編成の推移

「昭和 52 年度以降に係る防衛計画の大綱」において、陸自は、「重要地域の低空域防空に当たり得る地对空誘導弾部隊を有していること」⁸とされ、昭和 52 年版の『日本の防衛』によると「低空域防空に当たる重要地域としては、政治、経済上の中枢地域である関東及び関西、交通の要衝である青函及び関門地域、防衛上の重要地域である北海道の北部と中部、西九州及び沖縄の合わせて 8 個地域が考えられるので、低空域防空用地対空誘導弾部隊は 8 個高射特科群保有することとされた。」と記載⁹されており、こうした方針に基づいてホーク部隊が逐次編成された。

2 次防では、対ソ連の「防衛上の重要地域」である北海道中部の防空と「政経中枢」である首都防空のため北海道と関東にそれぞれホーク 1 個大隊を配置することが決定され、昭和 40(1965)年 1 月、北海道の第 1 高射特科群（東千歳駐屯地）の隷下に第 102 高射大隊(第 1 次ホーク)、昭和 42(1967)年 3 月、千葉県の第 2 高射特科群(松戸駐屯地)の隷下に第 103 高射大隊(第 2 次ホーク)がそれぞれ新編された。これら 2 個ホーク大隊の射撃中隊は、即応態勢を維持するため分散して配置されることとなり、第 102 高射大隊は、大隊本部及び本部管理中隊、第 1 射撃中隊を東千歳駐屯地、第 2 射撃中隊を北千歳駐屯地、第 3 及び第 4 射撃中隊を島松駐屯地¹⁰、第 103 高射大隊は、大隊本部及び本部管理中隊を松戸駐屯地、第 1 射撃中隊を立川分屯地（東立川駐屯地）¹¹、第 2 射撃中隊を朝霞駐屯地、第 3 射撃中隊を松戸駐屯地、第 4 射撃中隊を下志津駐屯地にそれぞれ配置¹²した。

なお、昭和 46(1971)年 3 月、高射運用隊、ホーク大隊及び 90 ミリ高射砲大隊または、75 ミリ高射砲

大隊を隷下部隊としていた第 1、第 2 高射特科群は、ホークのみを装備する高射特科群へと改編され、「射撃中隊」の名称が「高射中隊」へと改称された。¹³

第 3 次防衛力整備計画(3 次防)においては、「政経中枢、交通の要衝、防衛上の要域等の防空能力を向上するため、対空誘導弾部隊を増強する。ホーク部隊については新たに 2 個群を編成して、九州北部及び北海道北部に配置するほか、更に 1 個群の編成準備を行い、青函地区に配備することを予定する。」こととなった。

昭和 46(1971)年 3 月、九州北部の「交通の要衝」である関門地域の防空のため第 3 高射特科群が飯塚駐屯地(福岡県)で新編され、西部方面隊の隷下に入った。その後、昭和 48(1973)年 2 月、前述の第 1、第 2 高射特科群と同様に改編され、昭和 48(1973)年 8 月、第 2 高射特科団の新編に伴い、その隷下に入った。¹⁴

昭和 47(1972)年 3 月、対ソ連の最前線である北海道北部の「防衛上の重要地域」の防空のため第 4 高射特科群が名寄駐屯地で新編され、第 1 高射特科群とともに新編された第 1 高射特科団の隷下に入った。

¹⁵

昭和 48(1973)年 3 月、「交通の要衝」である青函地域の防空のため、第 5 高射特科群が八戸駐屯地(青森県)で新編され、東北方面隊の隷下に入った。¹⁶

第 4 次防衛力整備計画(4 次防)では、防空能力を強化するため、3 個群が編成されることとなった。

昭和 47(1972)年の「沖縄返還」に伴う沖縄の防衛責任の引き受けに関し、昭和 46(1971)年 6 月 29 日に締結された「日本国による沖縄局地防衛責務の引き受けに関する取り決め」(久保・カーチス取極)に基づき、「防衛上の重要地域」である沖縄防空のため、昭和 47(1972)年 8 月に第 6 高射特科群が朝霞駐屯地で新編され、翌 48(1973)年 2 月に西部方面隊の隷下に入り、同年 1 月から 3 月の間に沖縄へ移駐した。群本部及び本部管理中隊は与座分屯地に配置されたが、高射中隊は、在日米陸軍ホーク部隊から移管されたサイトに配置されることとなり、昭和 48(1973)年 4 月から 5 月にかけて第 323 高射中隊は白川分屯地、第 324 高射中隊は勝連分屯地、第 325 高射中隊は知念分屯地、第 326 高射中隊は南与座分屯地にそれぞれ展開した。¹⁷

「防衛上の重要地域」である九州西部の防空任務を遂行する第 7 高射特科群は、昭和 48(1973)年度に編成が計画されていたが、昭和 48(1973)年後半の第 1 次オイルショックを契機として総需要抑制政策等がとられ、陸自の装備品等の取得についても当初の計画が変更されたことに伴い、昭和 49(1974)年 8 月に竹松駐屯地(長崎県)で新編され、同じく新編された第 2 高射団の隷下に入った。¹⁸

「政経中枢」である関西地区の防空任務を遂行する第 8 高射特科群は、昭和 49(1974)年度に編成が計画されていたが、第 7 高射特科群の場合と同様に繰り越されて昭和 50(1975)年度に実行されることになり、施設建設の遅れから更に遅延されて、昭和 51(1976)年 8 月 20 日、青野原駐屯地（兵庫県）で新編され、中部方面隊の隷下に入った。これをもってホーク 8 個群の整備が完了したが、ホーク部隊の新編に伴い新たな駐屯地を開設したのは、第 8 高射特科群のみであった。

3 次防以降に新編された高射特科群は、在日米陸軍のサイトを引き継いだ第 6 高射特科群を除いて、第 1 次、第 2 次ホーク部隊と異なり、高射中隊が同一駐屯地及び演習場に「集中配備」されることになり、実戦配備が必要な場合は適地に移動配備する機動的な運用を行うこととなった。

今回は、青野原駐屯地が開設されることになった「青野ヶ原演習場の概要及び沿革」及び「青野原駐屯地開設の過程と地方協力確保施策」について紹介する。

- ¹ 西田裕史「航空自衛隊草創期の高射部隊帰属問題についての考察」『安全保障戦略研究』第 2 巻第 2 号（2022 年 3 月）159 頁～160 頁。
- ² 杉田一次『忘れられている安全保障』（時事通信社、1967 年）380 頁。
- ³ 航空自衛隊 50 年史編さん委員会編『航空自衛隊五十年史』（防衛庁航空幕僚監部、2006 年）227 頁。
- ⁴ 同上、227 頁。
- ⁵ 同上。
- ⁶ 防衛年鑑刊行会編『防衛年鑑 1962 年版』（防衛年鑑刊行会、1962 年）115 頁。
- ⁷ 『航空自衛隊五十年史』227 頁。
- ⁸ 内閣官房「昭和 52 年度以降に係る防衛計画の大綱」2023 年 8 月 29 日、3 頁、https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/tikou/6_52boueikeikaku_taikou.pdf。
- ⁹ 防衛庁『日本の防衛 昭和 52 年 7 月』（防衛庁、1977 年）66～67 頁。
- ¹⁰ 高射のあゆみ編集委員会編『高射のあゆみ 20 年』（陸上自衛隊高射学校、1975 年）549 頁。
- ¹¹ 第 1 射撃中隊は、多摩地区の将来の取得を予期して立川分屯地に配置され、隊員は朝霞訓練施設に通勤していたが、東京都議会の反対決議等もあり多摩地区の用地取得の目途が立たないことから、その後、第 305 射撃中隊（後に高射中隊）に改編され朝霞駐屯地に配置が変更になり、平成 21（2009）年には第 337 高射中隊に改編され古河駐屯地に移駐している。
- ¹² 『高射のあゆみ 20 年』555 頁。
- ¹³ 同上、550 頁、556 頁。
- ¹⁴ 同上、538 頁、557～558 頁。
- ¹⁵ 同上、527～530 頁、559 頁。
- ¹⁶ 同上、562 頁。
- ¹⁷ 同上、573～574 頁。
- ¹⁸ 同上、538～540 頁、577 頁。

PROFILE

中村 宗一郎

戦史研究センター戦史研究室主任研究官

専門分野：陸上自衛隊史、東アジアの安全保障、バルカン半島の安全保障

本欄における見解は、防衛研究所を代表するものではありません。
NIDS コメンタリーに関する御意見、御質問等は下記へお寄せ下さい。
ただし記事の無断転載・複製はお断りします。

防衛研究所企画部企画調整課

直 通 : 03-3260-3011

代 表 : 03-3268-3111 (内線 29177)

防衛研究所 Web サイト : www.nids.mod.go.jp